

風しんの追加的対策に係る Q&A (第 1 回)

本年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

本Q&Aでは、医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について掲載します。

事例 1

【質問】請求総括書および市区町村別請求書内の「請求年月」には、抗体検査や予防接種を行った月を記載すればいいのですか。

【回答】国保連合会に請求総括書等を提出した月を記載します。

例えば、「抗体検査実施月が 2019 年 7 月」「国保連合会への提出月が 2019 年 8 月」の場合、請求総括書等の請求年月には「2019 年 8 月」と記載してください。

事例 2

【質問】請求総括書および市区町村別請求書内の「医療機関・健診機関番号」や、抗体検査受診票および定期接種予診票の医療機関等コードには、7桁の番号を記載するのでしょうか。

【回答】宮崎県に所在する医療機関等の場合、「451」または「452」から始まる 10桁の番号を記載します。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正」の17・18ページに記載。

※手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/>

000116890_00003.html

事例 3

【質問】県外の方が、本県の医療機関等で抗体検査や予防接種を受けた場合、抗体検査受診票等の提出先は次のどちらになりますか。

- ①宮崎県国保連合会
- ②受診者が居住する都道府県の国保連合会

【回答】①の「宮崎県国保連合会」に提出してください。

お問い合わせ先 総務企画課 企画・事業係

TEL 0985-25-5321 / FAX 0985-83-3359

E-mail: kikaku@kokuhoren-miyazaki.or.jp

風しんの追加的対策に係る Q&A (第 2 回)

本年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

本Q&Aでは、医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について掲載します。

事例 1

【質問】10月から消費税率が変わりますが、抗体検査や予防接種の費用にかかる消費税は、いつの時点で計算するのでしょうか。

【回答】抗体検査および予防接種を「受けた日」の消費税率で計算してください。

事例 2

【質問】同一の市区町村で、消費税率が異なる受診票や予診票があります。

市区町村別請求書は1枚にまとめて良いのでしょうか。

【回答】同一の市区町村であっても、消費税率ごとに市区町村別請求書を作成してください。

(市区町村別請求書の右下に消費税率を記載する箇所があります)

事例 3

【質問】消費税を計算する際の1円未満の端数は、どのように処理すれば良いのでしょうか。

また、受診票等が複数ある場合は、どのように処理すれば良いのでしょうか。

【回答】1円未満の端数は切り捨てで算出してください。また、受診票等が複数ある場合は、1件ごとに税込金額を算出のうえ、合計金額を算出してください。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正」の33ページに記載。

※手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

お問い合わせ先 総務企画課 企画・事業係

TEL 0985-25-5321 / FAX 0985-83-3359

E-mail: kikaku@kokuhoren-miyazaki.or.jp

風しんの追加的対策に係る Q&A (第3回)

本年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

本Q&Aでは、医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について掲載します。

事例 1

【質問】請求総括書は、消費税率が異なる市区町村別請求書や県内の市町村・県外の市区町村ごとに添付するのでしょうか。

【回答】請求総括書は1枚でご提出ください。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正(2019年10月31日一部改訂)」の37、40～41ページに記載。 ※

事例 2

【質問】クーポン券を貼り間違えました。どのように対応すればよいのでしょうか。

【回答】

	クーポンの種類	
	医療機関控え	ご本人控え
受診票	「ご本人控え」等の記載を二重線で消し、余白に「国保連提出用」と記載して国保連にご提出ください。	
予診票	「医療機関控え」の記載を二重線で消し、余白に「国保連提出用」と記載して国保連にご提出ください。	予防接種の「ご本人控え」は、予防接種済証を兼ねています。「ご本人控え」のクーポン券を貼付した予診票は、必ずご本人にお渡しください。 予診票原本に「ご本人控え」のクーポン券を貼付した場合、その予診票はご本人にお渡しし、新たに国保連提出用の予診票を作成してください。 貼付すべきクーポンがお手元にない場合等は、クーポン券を発行した市区町村へご相談ください。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正(2019年10月31日一部改訂)」の55ページに記載。 ※

※手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼手引き掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

お問い合わせ先 総務企画課 企画・事業係

TEL 0985-25-5321 / FAX 0985-83-3359

E-mail: kikaku@kokuhoren-miyazaki.or.jp

風しんの追加的対策に係る Q&A (第 4 回)

本年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

本Q&Aでは、医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について掲載します。

事例 1

【質問】抗体検査の検査年月日は、検査を行った日（＝採血を行った日）と結果が出た日のどちらの日付を書くのでしょうか。

【回答】検査年月日には、検査を行った日（＝採血を行った日）を記載してください。

＜参考＞

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正(2019年10月31日一部改訂)」の24ページに記載。

※手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

事例 2

【質問】風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準について、「HI法」は“8倍以下”の考えかたを教えてください。

【回答】風しん抗体価 HI法により測定した場合、結果は通常、

血清希釈倍率 8倍未満を指す「8倍未満」、
血清希釈倍率 8倍以上 16倍未満を指す「8倍」、
血清希釈倍率 16倍以上 32倍未満を指す「16倍」

というような2の整数乗倍の形で表現されます。
今回の事業では、血清希釈倍率 8倍未満の場合に加え、血清希釈倍率 8倍以上 16倍未満の場合も定期接種の対象となるため、その基準を端的に表現したものが「8倍以下」となります。

ここに注意！！

抗体検査受診票には、「被検者自署」および「医師署名又は記名押印」、**定期接種予診票**には「被接種者自署」および「医師署名又は記名押印」をする箇所があります。記載漏れがないか必ず確認してください。

お問い合わせ先 総務企画課 企画・事業係

TEL 0985-25-5321 / FAX 0985-83-3359

E-mail: kikaku@kokuhoren-miyazaki.or.jp

風しんの追加的対策に係る Q&A (第 5 回)

本年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

本Q&Aでは、医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について掲載します。

事例 1

【質問】県内の方と県外の方が抗体検査（または予防接種）を受けたのですが、請求総括書はそれぞれ作成するのでしょうか。

【回答】請求総括書は1枚にまとめてください。

事例 2

【質問】費用の請求はいつ頃、どこにすればよいのでしょうか。

【回答】原則として、風しんの抗体検査の結果が判明した日または風しんの第5期の定期接種の実施日の 翌月（抗体検査の結果判明日又は定期接種実施日が2019年4月の場合は、2019年6月）以降の10日までに、医療機関（または健診機関）の所在する都道府県の国保連へ請求してください。

◆◆例◆◆

- ・抗体検査の採血日：2020年1月4日
- ・結果が判明した日：2020年1月6日
- ・国保連への請求年月：2020年2月以降[※]

※2020年1月10日までに結果が判明した場合でも、『翌月以降』ではないため、2020年1月に提出することはできません。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正（2019年10月31日一部改訂）」の55ページに記載。 [※]

事例 3

【質問】受診票（または予診票）が返戻されました。再提出の際は、請求総括書や市区町村別請求書は添付が必要でしょうか。

【回答】返戻された受診票等に関する費用は支払われていない状態です。そのため、再請求の際も、請求総括書や市区町村別請求書を添付し、件数や金額を記載する必要があります。

なお、返戻分を再提出する際に、返戻分以外も請求がある場合は、請求総括書や市区町村別請求書を分ける必要はありません。

※手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼手引き掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

お問い合わせ先 総務企画課 企画・事業係

TEL 0985-25-5321 / FAX 0985-83-3359

E-mail: kikaku@kokuhoren-miyazaki.or.jp

風しんの追加的対策に係る Q&A（第 6 回）

本年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

本Q&Aでは、医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について掲載します。

事例 1

【質問】記載不備等により受診票（予診票）が返戻される場合はいつ頃医療機関（実施機関）に戻ってきますか。

【回答】返戻となった受診票（予診票）は、**受付月の翌月末**に国保連から医療機関等へ送付します。

医療機関等の皆様へ

国保連において受診票等の点検を行った際、特に記載漏れの多い箇所を抽出し、チェックリストにまとめました。発送前にご確認をお願いします。

	対象書類	内容	チェック 記入欄
1	請求総括書 市区町村別請求書	小計を記載していますか？ 抗体検査は“⑥”の下、予防接種は“予診のみ”の下の欄です。	
2		合計を記載していますか？ 一番下の欄です。	
3		押印していますか？	
4		電話番号を記載していますか？	
5	市区町村別請求書	市区町村長名を記載していますか？	
6	予診票	医師記入欄に記載していますか？	

お問い合わせ先 総務企画課 企画・事業係

TEL 0985-25-5321 / FAX 0985-83-3359

E-mail: kikaku@kokuhoren-miyazaki.or.jp

風しんの追加的対策に係る Q&A（第7回）

平成31年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について紹介します。

事例 1

【質問】同一市区町村内で引越しをした方が引越し前に届いたクーポン券を持っており、抗体検査を希望されています。クーポン券は使えるのでしょうか。

【回答】利用可能です。クーポン券は市区町村ごとに発行するため、同一の市区町村内の引越しであれば、引越し前に届いたクーポン券であっても利用可能です。なお、他市区町村に引越しした場合、引越し前に届いたクーポン券は使用できませんので、転入先市区町村からクーポン券の再発行を受けてください。

事例 2

【質問】医療機関（健診機関）番号が変わりました。全て新しい番号で提出するのでしょうか。

【回答】全ての書類について、抗体検査や予防接種を実施した当時の医療機関（健診機関）番号でご提出ください。月の途中で医療機関（健診機関）番号が変わった場合等は、同じ月に実施し、同一の市区町村の分であっても、請求総括書や市区町村別請求書は分けて作成します。また、新しい医療機関（健診機関）番号での請求には、集合契約時に提出された委任状の変更届等が受理されている必要があります。

医療機関等の皆様へ

国保連に提出される書類（請求総括書・市区町村別請求書・受診票・予診票）の編綴の順番が誤っている事例が多数見受けられます。ご提出いただく前にご確認をお願いします。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正（2019年10月31日一部改訂）」の37ページに記載*。

※手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼手引き掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

お問い合わせ先 審査第1課 審査管理係

TEL 0985-25-5504 / FAX 0985-25-5642

E-mail: sskanri@kokuhoren-miyazaki.or.jp

風しんの追加的対策に係る Q&A（第 8 回）

平成31年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について紹介します。

事例 1

【質問】受診票および予診票の右下に、実施場所・医師名・検査（接種）年月日をそれぞれ記載する場所がありますが、この部分の医師名は、「自署または記名押印」でなくてもよいのでしょうか。
印字やスタンプのみ（押印なし）での記載でもよいのでしょうか。

【回答】印字やスタンプのみ（押印なし）でも構いません。

事例 2

【質問】他医療機関等で実施した風しん抗体検査結果書等および予防接種に係るクーポンを持ってこられた方について、結果書等を確認のうえ予防接種を行った場合は、受診票や予診票はどのように作成・提出したらよいのでしょうか。

【回答】受診票は、抗体検査を実施した医療機関等が作成・提出してください（実施していない場合は、作成・提出は不要です）。

また、結果書等を確認した結果、風しんの第5期の定期接種の対象となる抗体価基準を満たしており、予防接種を行った場合は、予診票を作成し国保連へ提出してください。

抗体価基準を満たしていない場合は、クーポン券を使用し予防接種を実施することはできないため、予診票の作成・提出は不要です。

医療機関等の皆様へ

国保連において受診票等の点検を行った際、間違いの多い箇所を抽出し、チェックリストにまとめました。発送前にご確認をお願いします。

	対象書類	内容	チェック記入欄
1	請求総括書 市区町村別請求書	請求年月は、国保連へ提出する月を記載していますか？ (例：2020年8月10日に提出 ⇒ 請求年月は“2020年8月”)	
2	受診票 予診票	検査年月日や接種年月日は西暦で記載していますか？ (各書類の右下)	
3	請求総括書 市区町村別請求書	受診票左下に記載の検査番号と請求総括書等に記載の検査番号は一致していますか？	

お問い合わせ先 審査第1課 審査管理係

TEL 0985-25-5504 / FAX 0985-25-5642

E-mail: sskanri@kokuhoren-miyazaki.or.jp

風しんの追加的対策に係る Q&A（第9回）

平成31年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について紹介します。

事例 1

【質問】請求総括書や市区町村別請求書の各項目の請求金額（税抜）は、件数が2件以上の場合も、1件あたりの単価を記載するのでしょうか。

【回答】1件あたりの単価ではなく、請求金額を記載してください。

例：税抜単価 10,000 円で、件数が5件の場合
⇒『50,000 円』と記載

事例 2

【質問】抗体検査を行った結果が「陰性」で本来であれば予防接種対象の方が、疾病のため、医師の判断により予防接種不可とされました。受診票の判定結果はどのように記載すればよいのでしょうか。

【回答】判定結果は、『非対象』としてください。

医療機関等の皆様へ【再掲載】

国保連に提出される書類（請求総括書・市区町村別請求書・受診票・予診票）の編綴の順番が誤っている事例が多数見受けられます。ご提出いただく前にご確認をお願いします。

《編綴イメージ》



＜参考＞

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正（2019年10月31日一部改訂）」の37ページに記載。

手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼手引き掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

お問い合わせ先 審査第1課 審査管理係

TEL 0985-25-5504 / FAX 0985-25-5642

E-mail: sskanri@kokuhoren-miyazaki.or.jp

風しんの追加的対策に係る Q&A (第 10 回)

平成31年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について紹介します。

事例 1

【質問】誤って風しん単味ワクチンを接種した場合でも、クーポン券で費用請求できるのでしょうか。

【回答】クーポン券を使用し、国保連をとおして請求できるのは、**MR ワクチン**のみです。

ただし、定期接種として費用請求できる場合があるので、被接種者の居住する市区町村に速やかに相談してください。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正(2019年10月31日一部改訂)」の55ページに記載。*

事例 2

【質問】クーポン券の発行元市区町村と居住している市区町村とが異なる場合はどのように扱うのでしょうか。

【回答】引っ越しなどにより、クーポン券の発行元市区町村と、受検日又は接種日時時点で対象者が居住している(住民票のある)市区町村が一致していない場合は、クーポン券を用いた風しんの抗体検査および風しんの第5期の定期接種を実施したとしても、市区町村から実施機関に費用を支払うことができません。

住民票のある市区町村からクーポン券の再発行を受ける必要がありますので、受診者にその旨をお伝えしてください。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正(2019年10月31日一部改訂)」の46ページに記載。*

事例 3

【質問】クーポン券を使用し、抗体検査を受検ご希望の方が、平成26年4月1日以降に抗体検査を受けており、結果も保有しています。過去の抗体検査の結果から、明らかに予防接種の必要な方ですが、クーポン券を使用し、抗体検査を受けることは可能でしょうか。

【回答】抗体検査を実施しなくても構いませんが、受診者が希望される場合は、抗体検査を実施することは可能です。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正(2019年10月31日一部改訂)」の48ページに記載。*

※手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼手引き掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

お問い合わせ先 審査第1課 審査管理係

TEL 0985-25-5504 / FAX 0985-25-5642

E-mail: sskanri@kokuhoren-miyazaki.or.jp